

シティラインカード会員規約

(カード名「CITY LINE CARD」)

第1条 (会員)

1. 会員とは、個人或いは法人（以下「本人」といいます。）であって、株式会社名門大洋フェリー（以下「当社」といいます。）のフェリーを継続的に利用する目的で、本規約に同意のうえ、当社に入会を申し入れ、当社が入会を認めた者をいい、会員の証としてシティラインカード（以下「カード」という。）が貸与されます。
2. 入会にあたっては、別に定める入会手続にもとづき、所定の事項を届出のうえ、入会金 2,000 円を支払うものとします。

第2条 (カードの貸与)

1. 当社は、会員 1 名につき 1 枚のカードを発行し、貸与します。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを保管・使用するものとします。
2. カードは、会員本人のみが利用できます。カードの所有権は当社に帰属し、個人会員或いは法人会員にかかわらず本人以外への貸与・譲渡・名義変更はできません。また、担保提供その他金融目的等に使用することは一切できません。

第3条 (届出事項の変更)

1. 会員は、住所・氏名・勤務先（連絡先）・電話番号等の届出事項が変更になる場合は、すみやかに書面をもって当社に通知するものとします。
2. 会員が前項の通知をしなかった場合、会員は、当社が送付するカード、通知、書類などが、延着あるいは到着しなかった場合でも、それらが通常であれば到着していたであろう時間に到着したものとみなすことに、同意するものとします。ただし、やむを得ない事情により、前項の通知が行われなかった場合は、この限りではありません。

第4条 (カードの有効期限)

入会時もしくはカード利用の乗船日から起算して 13 ヶ月後の月の末日迄となります。カード取得時以降、有効期限内に一度も利用がない場合は、会員資格を失効します。

第5条 (カードの紛失・盗難による再発行)

当社は、会員から紛失・盗難などの届出があり、会員が所定の手続きを行い、当社が認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、500 円の再発行料を申し受けます。但し、累積ポイントはゼロからのスタートとなります。

第6条 (カードの破損・汚損による再発行)

当社は、会員から破損・汚損などによりカードが使用不能となった旨の届出があり、会員が所定の手続きを行い、当社が認めた場合に限り、当該カードと引替えに無料で新しくカードを発行いたします。この場合、当社記録上の累積ポイントでの再発行となります。

第7条（退会ならびに会員資格の喪失）

1. 会員はいつでも退会できます。ただし、入会金の払い戻しはいたしません。この場合、会員は、当社に対し直ちにカードを返却するものとします。
2. 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、会員資格を喪失します。この場合、会員は、当社に対し直ちにカードを返却するものとします。
 - (1) 第4条（カードの有効期限）の事由による場合。
 - (2) 虚偽申告のあったとき。
 - (3) カードを不正に使用し、あるいは金融目的等不当に利用したとき。
 - (4) 他人に著しい迷惑を与えるような不当な行為があったとき。
 - (5) この会員規約に違反する行為があったとき。
3. 何らかの事由で会員資格を喪失し、後日再入会の申込みがあった場合、新規会員と同様の取扱いとなります。

第8条（会員に対する特典）

1. 特典 1.（運賃・料金の割引）

- (1) 会員は弊社各窓口でカードを提示することにより、乗用車・小型トラック（車長6m未満）、旅客・特殊手荷物（以下「二輪車」といいます。）運賃・料金を割引致します。（以下「シティラインカード割引」といいます）。割引率は下記のようになります。
 - (ア) 乗用車・小型トラック・二輪車でご乗船の場合
 - a. 会員本人が乗車される乗用車・小型トラック・二輪車のいずれかの1台分の運賃・料金を20%引とします。
 - b. aの同乗される方の運賃・料金を20%引とします。
 - (イ) 旅客のみでご乗船の場合
 - a. 会員本人・同行者の旅客運賃・料金を20%引とします。同行者の割引適用は予約の際にお申し出になるか、当日乗船時に記入していただく乗船名簿に必ず明記する事が条件となります。
- (2) ただし、次の場合は、割引の取扱いはできません。
 - (ア) 往復割引・その他の割引と重複するとき。
 - (イ) 株式会社シティライントラベル（以下「シティライントラベル」といいます。）以外の旅行代理店でクーポン券を購入されるとき。
 - (ウ) 繁忙期にご乗船のとき。なお、繁忙期の期間は別途定めます。

2. 特典 2（ポイントの取得・交換）

- (1) 会員は、前項（1）の割引、当社指定の各種割引（インターネット割引、特別企画商品）を適用した運賃・料金および正規運賃・料金ならびに船内レストラン（自動販売機は除く）での飲食代金、船内売店での購買代金について、その都度支払われた金額に応じ、100円ごとに1点のポイントを取得することができます。また、シティライントラベル主催の旅行代金200円につき1点、クルージング代金100円につき1点のポイントを取得することも可能です。なお、各回100円未満の端数は、ポイントの対象になりません。また、ポイントの取得は、繁忙期にも適用いたします。

- (2) ポイントは、当社が指定した割引制度（インターネット割引・特別企画商品）を利用された場合に付与されます。ただし、次の場合はポイントの付与はできません。
- (ア) 当社指定外の各種割引制度を利用された場合。
 - (イ) ポイントの付与は乗船中のみとし、下船後は無効となります。
- (3) 入会金 2,000 円お支払い時に、相当するポイントを付与致します。但し、再発行料についてのポイントの付与はありません。
- (4) ポイントの付与は、利用方法により付与タイミングが異なります。
- (ア) 本項 (1) の運賃・料金ならびに船内レストラン（自動販売機は除く）での飲食代金、船内売店での購買代金については、翌々日に付与されます。
 - (イ) シティライントラベル主催の旅行代金・クルージング代金については、カードをご提示の上、乗船手続きを完了された後に付与されます。
- (5) 1,000 点ごとに当社「シティラインカード利用券」（5,000 円相当／500 円券×10 枚）と交換できます。なお、ポイントは、カードの有効期限内に交換されない場合、無効となります。
- またポイントの交換は、当社大阪南港支店・新門司港支店でのみ取扱っております。必ずカードをご提示下さい。
- (6) シティラインカード利用券についての注意事項。
- (ア) 各港窓口での運賃・料金、船内での等級変更差額運賃・料金ならびに船内レストランでの飲食代金の支払いに利用できます。但し、売店や自動販売機（レストラン内設置も含む）の支払いには利用できません。
 - (イ) 有効期限は、発行日から 1 年間。
 - (ウ) 現金との交換は出来ません。また、お釣りはお返し出来ません。
 - (エ) シティラインカード利用券の使用分については、ポイント加算はありません。
 - (オ) 会員本人以外でも、利用出来ます。
- (7) 本項 (1) の運賃・料金以外のポイントの取得の際は、必ずカードをご提示ください。

3. 特典 3（ポイント ボーナスアップキャンペーン）

その他、会員だけを対象とした特別優待ならびに「ポイントアップキャンペーン」のボーナスポイントを受け取ることが出来ます。

第 9 条（規約の変更または終了と、その承認）

1. 本規約を変更する場合、会員の承諾なくして変更することができるものとします。
2. 本規約を廃止する場合、当社は 6 ヶ月前までに、当社のターミナル内およびフェリー内における掲示および当社のホームページにおける掲載により告示します。本規約の終了のその日から、運賃・料金の割引・ポイントの取得・「シティラインカード利用券」への交換は廃止となります。但し、「シティラインカード利用券」の利用は、利用券の発行日から 1 年間有効です。
3. 当社が変更または終了を告示した後、会員がカードを利用する場合、当該会員に承認された上で利用されているものとみなします。

第 10 条（申込書記入事項の使用目的）

当社は、会員申込書に記入された個人情報を、当社の個人情報保護方針に基づき、適正に管理、保護することに努めます。

1. シティラインカード会員登録簿として使用します。
2. 会員規約変更についての通知先として使用します。
3. ダイレクトメール送付の際に利用いたします。

第 11 条（第三者への情報提供）

当社は、以下の場合を除き、お客様に同意なく、個人情報を第三者に提供することはありません。

1. ダイレクトメールの発送など、利用目的達成のため、ビジネスパートナーに提供することがあります。この場合、ビジネスパートナーとは機密保持契約を締結し、個人情報の保持に努めます。
2. 利用目的の範囲内において、シティライントラベルと共同して利用する場合があります。
3. 警察や裁判所等の公的機関から、法律、法令に基づく正式な提出請求を受けた場合は、開示することがあります。

第 12 条（カードに関する当社の窓口）

カード利用の申込みおよび会員がカードに関する照会・届出・その他の手続き等を行う場合の当社の窓口は、別に定める場合を除き、本社・支店・船内案内所およびシティライントラベルとします。

平成 10 年	3 月 1 日	制定
平成 18 年	1 月 1 日	改定
平成 19 年	2 月 1 日	改定
平成 21 年	1 月 1 日	改定
平成 22 年	1 月 1 日	改定
平成 24 年	2 月 1 日	改定
平成 24 年	4 月 1 日	改定
平成 24 年	7 月 1 日	改定
平成 27 年	7 月 1 日	改定